

別記1

大衡村排水処理施設計装盤保守点検業務仕様書

1. 当業務は、上北沢排水処理施設及び榎田排水施設に設置してある計装盤の保守点検業務とする。
2. 履行場所は、大衡村駒場字下五仏1番地、上北沢排水処理施設及び大衡村大衡字榎田地内、榎田排水処理施設及びとする。
3. 保守点検内容は下記のとおりとする。

(1) 上北沢排水処理施設 PH 計測器・PH 記録装置・計量計保守点検

	種 別	回 数	設 置 箇 所
1	P H 計 測 器	年 2 回 / 7・1 月	放流口・中和反応槽 / 2 箇所
2	P H 記 録 装 置	年 2 回 / 7・1 月	沈降分離槽下機械室 / 1 箇所
3	流 量 計	年 2 回 / 7・1 月	放流口 / 1 箇所

(2) 榎田排水施設内部計装及び上北沢排水処理施設現場計装盤保守点検

	種 別	回 数	備 考
1	盤内 AIR ブロー	年 1 回	
2	リレーコイルの点検	〃	
3	端子部の清掃	〃	
4	端子部 AIR ブロー	〃	
5	端子部増締め	〃	
6	NFB 絶縁チェック	〃	
7	ランプ増締め及び確認	〃	
8	電話通信施設通話確認	〃	
9	原水弁作動状況確認	〃	
10	止水弁作動状況確認	〃	
11	実施後の試運転	〃	
12	点検報告書の作成	〃	

4. 点検終了後は、報告書を1部提出すること。
5. 計測器・記録装置・流量計において緊急に点検、修理を必要とする場合には、点検調査の実施を行うものとする。
6. 保守点検の結果、緊急に修理を必要とする場合の費用については、別途発注者と協議すること。

別記2

大 衡 村 排 水 処 理 施 設 水 質 等 検 査 業 務 仕 様 書

1. 当業務については、上北沢排水施設の原水及び処理水、榎田排水施設の原水の水質検査及び上北沢排水処理施設の脱水汚泥分析業務である。
2. 検査に係る費用は、原水・処理水の採水及びスラッジの採取から運搬、検査、報告に至るまで受託者の負担とする。
3. 水質検査等の項目は、下記のとおりとする。

① 上北沢排水処理施設水質検査（9回）

区分	番号	検 査 項 目	検 査 月	備 考
原 水	1	水素イオン濃度 (PH)	4月・5月・6月・7月	
	2	溶解性鉄 (S o L-F e)	8月・9月・11月・1月・	
	3	ヒ 素 (A s)	3月 計9回	
	4	硫酸イオン (S o 4 ²⁻)	7月・1月 計2回	
処 理 水	1	水素イオン濃度 (PH)	4月・5月・6月・7月	
	2	溶解性鉄 (S o L-F e)	8月・9月・11月・1月・	
	3	ヒ 素 (A s)	3月 計9回	
	4	硫酸イオン (S o 4 ²⁻)	7月・1月 計2回	

- ② 上記の採水箇所は2箇所とし検査回数は年9回（3項目を4月、6月、8月、10月、12月、2月及び4項目を7月・1月）とする

③ 榎田排水施設水質検査（6回）

	検 査 項 目	検 査 月	備 考
1	水素イオン濃度 (PH)	4月・6月・8月・10月・	
2	溶解性鉄 (S o L-F e)	12月・2月	
3	ヒ 素 (A s)	計6回	

- ④ 上記の採水箇所は1箇所とし検査回数は年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）とする

⑤ 上北沢排水処理施設汚泥分析（12回）

	分 析 項 目	検 査 月	備 考
1	水素イオン濃度	4月・7月・10月・1月	
2	総 水 銀	4月・7月・10月・1月	
3	カドミウム	4月・7月・10月・1月	
4	鉛	4月・7月・10月・1月	
5	六価クロム	4月・7月・10月・1月	

6	ヒ素	4月・7月・10月・1月 ヒ素1項目(5月・6月・8月・ 9月・11月・12月・2月・3月)	
7	セレン	4月・7月・10月・1月	
8	含水率	4月・7月・10月・1月	

⑥ 上記の汚泥の分析項目は、年12回とし、1回/1検体当たり上記の8項目を年4回、ヒ素1項目を8回とする。

5. 検査報告書は、発注者宛に2部提出すること。

別記3

上北沢排水処理施設脱水汚泥処理業務特記仕様書

本業務は、上北沢排水処理施設発生汚泥の敷地内運搬、処理業務とする。

I. 発生汚泥運搬

1. 発生汚泥は、適切な処理施設等へ運搬することとする。
2. 上北沢排水処理施設排出される脱水汚泥は、年間 150m³程度とし、当施設より連絡を受けた時には、速やかに運搬を行うものとする。
3. 発生汚泥運搬に伴う使用車両は4t車とし、脱水機下の空間寸法は、下記のとおりとする。

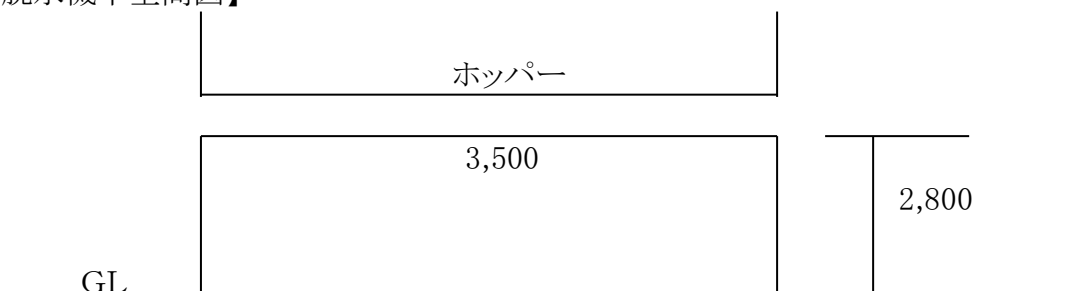
II. 発生汚泥処理

1. 脱水汚泥(年間≒150m³)を、建設発生土第3種同等以上に処理する。
2. 中間処理作業
 - 1) 処理は、造粒固化方式により処理すること。
 - 2) 処理は、移動式を用いて処理作業を行うこと。
 - 3) 処理した汚泥は、建設発生土の第3種以上の規格であること。
 - 4) 処理した汚泥は、ストックヤードより搬出するものとし処分は受託者が自由販売するものとするが、処分先を書類にて提出する事。
3. 報告書の提出
 - 1) 中間処理した汚泥は、土壤環境基準(環境庁告示第46号)の分析を行い結果書を提出すること。
 - 2) その他監督が必要と認められるもの。
4. その他
 - 1) スtockヤードは、常に整理、整頓に努めること。

III. 遵守事項

本委託業務は、契約書、関係法規及び特記仕様書に基づいて行うものとする。

【脱水機下空間図】



別記4

上北沢排水処理施設消石灰剤購入業務仕様書

1. 品名は、工業用石灰、バラ積み、1t当りの単価とする。
2. 消石灰は、上記の内容で、タンクローリー車による納入とし1台当りの搬入量は10tで年間予定量は27t程度とする。
3. 納入は、上北沢排水処理施設内の指定する場所とする。
4. 納入者は、指定する日時、時間を厳守して納入するものとする。
5. 納入する工業用石灰については、分析成績書を発注者に提出すること。

上北沢排水処理施設高分子凝集剤購入業務仕様書

1. 品名は下記のとおりとする。

納入品名	備考
高分子凝集剤 (アコフロック・A110PWG)	

2. 凝集剤は、10Kg入り袋詰めとする。

3. 納入は、上北沢排水処理施設内の指定する場所とし、年間450kg程度とする。

4. 見積金額は10Kg／袋あたりの単価とする。

5. 納品する高分子凝集剤(アコフロック・A110PWG)の分析証明書を提出すること。

上北沢排水処理施設急速ろ過機ろ材交換業務特記仕様書

1. 本業務は、急速ろ過機内のろ材交換を別紙参考図書に基づき行うこと。
2. 本業務実施に伴う使用材料は、承認・承諾を得た後に使用すること。
3. ろ過機内ろ材交換は、中に配管があるため特に注意を払い行うこと。
4. 本業務に伴う使用材料は、アンサライト 3.84m³、ろ過用砂 1.5m³、ろ過用砂利 2～4mmを 1.0m³、4～8mmを 0.5m³、8～15mmを 0.5m³、15～18mmを 1.8m³ 使用すること。
5. 旧ろ材の搬出に際し、請負者において適切にこれを処分するものとする。
6. 急速ろ過機内塗装は、ディスクサンダー掛けし、無溶剤系タールエポキシ塗装 2 回塗りとする。
7. 施行写真は、作業順序が判るように写真管理を行い、施行写真集として提出すること。又、業務完了届を提出する際は、着手前、完了写真を完成届けに添付するものとする。
8. 請負者は、竣工の認定が済むまで、安全管理に対して責任を負うものとする。

上北沢排水処理施設脱水機用ろ布交換業務特記仕様書

1. 本業務の交換ろ布は、テトロンフェルト材質(TR15085)を使用すること。
2. 交換に伴うろ布寸法は幅 1,555mm×高さ 1,670mm×2枚を54枚使用すること。
又、エンドろ布は幅 1,555mm×高さ 1,680mm を2枚使用し、プラスチック結束帯付きとすること。
3. 本業務遂行にあたり、使用するろ布の承認を得た後使用すること。
4. 本業務は脱水機用ろ布について行う業務であるが、現在使用中のものを取り外し新規取付を行うものとするが、既使用済ろ布は受託者の責任において廃棄処分すること。
5. 業務施工写真は、作業順序が分かるように写真管理を行い、施工写真集として提出すること。又、業務完了写真も提出すること。
6. 業務完了届を提出する際は、着手前・完了写真を添付して提出すること。
7. 請負業者は竣工の認定が済むまで、安全管理に対して責任を負うものとする。